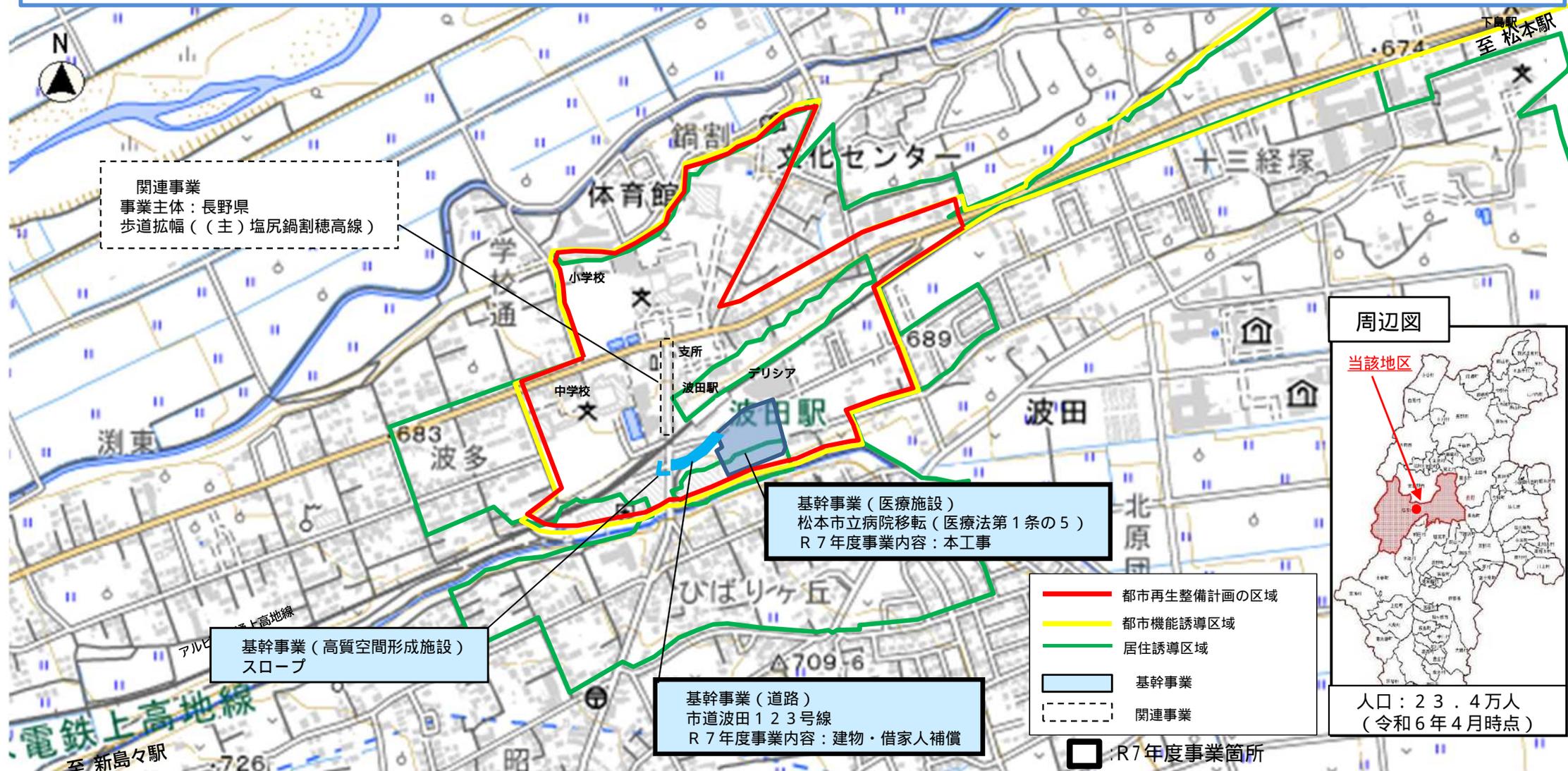


波田駅周辺地区都市構造再編集中支援事業(長野県松本市)

事業概要: 波田駅周辺は市の西部に位置し、梓川に沿って連なる河岸段丘の中段に位置し、その周辺には波田支所や市立病院、小中学校などの公共施設、商業施設が集まる旧波田町の中心市街地として発展してきました。交通面では鉄道が新島々駅から松本駅を結ぶほか、国道158号、主要地方道塩尻鍋割穂高線が交差する交通結節点となっており、西部地域全体から駅周辺施設の利用者が集まる地域の拠点となっています。誘導施設である松本市立病院の移転を契機に、西部地域(安曇、奈川、梓川、波田地区)の拠点である波田駅周辺の安全性、利便性の向上に資する歩行動線および周辺交通環境の改善、将来の街づくりに向けた環境づくりなど目的として計画したものです。

事業主体:松本市 面積:26.5ha 交付期間:令和7年度~令和11年度 立地適正化計画公表時期 平成29年3月
 全体事業費:11,357百万円 交付対象事業費:2,875.1百万円(国費:1,437.5百万円) 国費率:50%

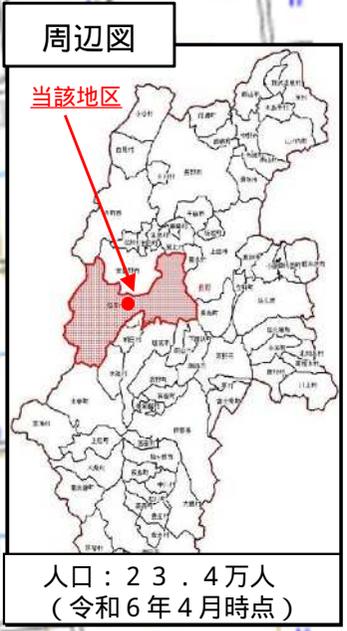


関連事業
 事業主体:長野県
 歩道拡幅(主)塩尻鍋割穂高線

基幹事業(医療施設)
 松本市立病院移転(医療法第1条の5)
 R7年度事業内容:本工事

基幹事業(高質空間形成施設)
 スロープ

基幹事業(道路)
 市道波田123号線
 R7年度事業内容:建物・借家人補償



- 都市再生整備計画の区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 基幹事業
- 関連事業
- R7年度事業箇所

は た え き し ゅ う へ ん ま つ も と し
波田駅周辺地区（長野県松本市）

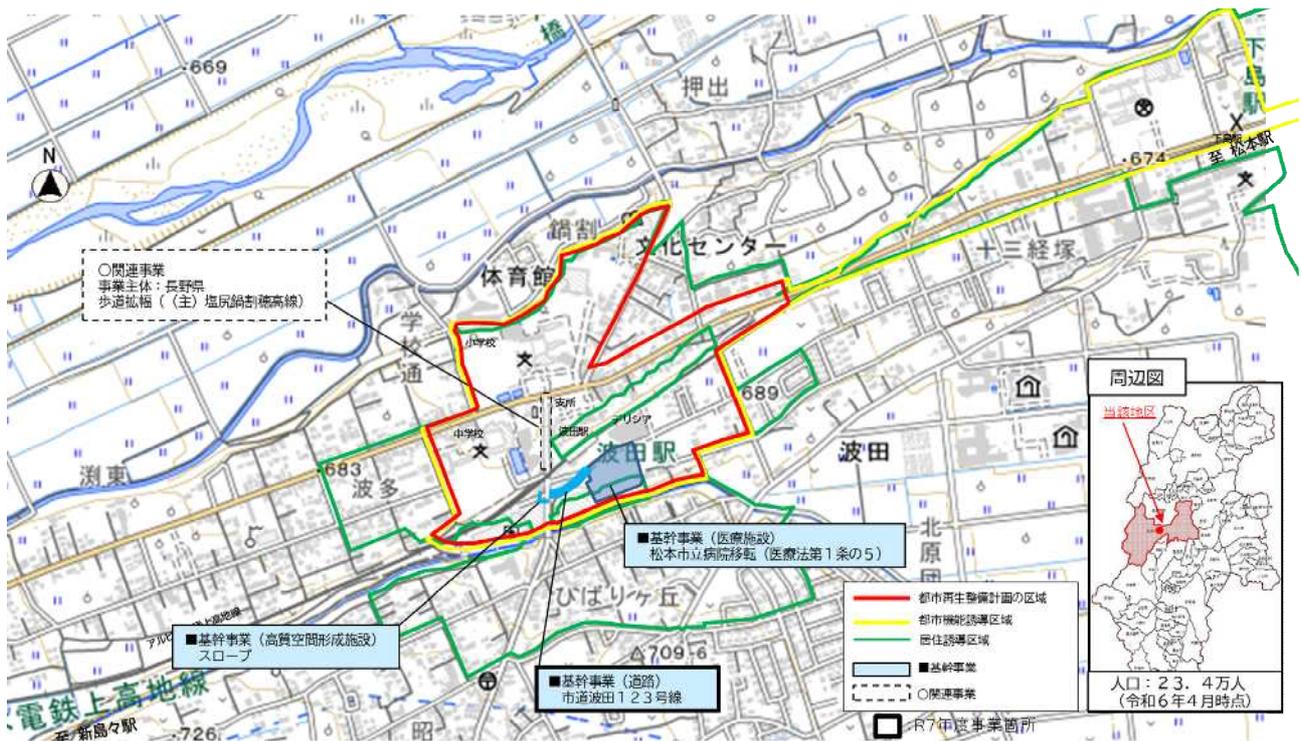
（都市構造再編集集中支援事業）

1. 地区概要

波田駅周辺は市の西部に位置し、梓川に沿って連なる河岸段丘の中段に位置し、その周辺には波田支所や市立病院、小中学校などの公共施設、商業施設が集まる旧波田町の中心市街地として発展してきました。交通面では鉄道が新島々駅から松本駅を結ぶほか、国道158号、主要地方道塩尻鍋割穂高線が交差する交通結節点となっており、西部地域全体から駅周辺施設の利用者が集まる地域の拠点となっています。誘導施設である松本市立病院の移転を契機に、西部地域（安曇、奈川、梓川、波田地区）の拠点である波田駅周辺の安全性、利便性の向上に資する歩行動線および周辺交通環境の改善、将来の街づくりに向けた環境づくりなど目的として計画したものです。

2. 計画内容

- 所在地：長野県松本市
- 事業主体：松本市
- 面積：26.5 ha
- 交付期間：令和7年度～令和11年度
- 事業費：全体 11,357百万円
（国費：1,437.5百万円）
- 事業内容：病院建替え、道路整備等



都市再生整備計画

は た えきしゅうへん ち く
波田駅周辺地区

ながの まつもと し
長野県 松本市

令和7年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	
まちなかウォークアブル推進事業	

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-

都道府県名	長野県	市町村名	まつもと市 松本市	地区名	はたえきしゅうへんちく 波田駅周辺地区	面積	26.5	ha
計画期間	令和	7	年度	～	令和	11	年度	
	健康寿命を延伸するための取				61.2 (R3)	75 (R11)		

目標

- 大目標：松本市西部地域を支える拠点機能の維持・充実
- 目標1：道路・交差点・踏切を「安全」に通行できるまち
- 目標2：近隣施設を誰もが「便利」に移動できるまち
- 目標3：地域住民が健康で安心して暮らせるまち

目標設定の根拠

都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用を考え方を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) 都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。
 松本市では、周辺市町との合併(平成17年:四賀村、安曇村、奈川村、梓川村、平成22年:波田町)による市域の拡大や、超少子高齢型人口減少社会の進展といった社会経済情勢の変化に対応するために、平成22年に策定(H25.3一部改定)した「松本市都市計画マスタープラン」において「集約型都市構造への転換」の考え方を示し、平成29年には立地適正化計画を策定した。立地適正化計画では、既存の都市機能や公共交通等との持続可能性を高めるために、都市機能誘導区域として「松本城～あがたの森～松本駅」を抱合する中心市街地以外に、7つの地域拠点を定め、集約型都市構造の実現による持続可能な都市の形成を進めている。
 波田駅周辺は、商業施設、医療施設、文化施設等が集積しており、立地適正化計画における都市機能誘導区域(地域拠点)に位置付けられている。また、移動実態調査(H27.3)においても、合併した安曇・奈川地区の住民も日常的に波田駅周辺の施設を利用する等、松本市西部地域の拠点として重要な役割を果たしている。一方で、医療施設の老朽化、自動車や歩行者の交錯、河岸段丘地形に立地していることに伴うアクセス性の改善などが課題となっている。
 こうしたことから、公的不動産として、老朽化した市立病院を駅周辺の都市機能誘導区域内の適地に移転をし、都市機能の更新を図るとともに、地域密着型の病院として地域の活性化と文化的・経済的発展を通してまちづくりに貢献することを目的とした。また、高度な医療体制の確保や予防医療の推進により、地域住民が健康で安心して生活できるまちづくりを目指す。本件においては、駅を基点に東側を病院や商業施設が集中する区域として設定し、来客等を誘導するものとし、逆に西側については、小中学生が登下校するための通学路等を整備することとした。西側においては、病院や小・中学校を含む波田駅周辺エリアの交通網を整理し、歩車分離による安全で便利な都市空間の実現を図る。

まちづくりの経緯及び現況

波田駅周辺では、市立病院の移転を契機として、まちづくり協議会や町会連合会、商工会、学校関係者等による意見交換会の場として「波田まちづくりワークショップ(全8回)」を開催した。ワークショップでは、駅周辺の利便性・安全性の向上を図り、周辺施設を有機的に結び付け、様々な人たちが集い、賑わいあふれる地域拠点として、次世代につながる魅力あるまちづくりを目指すことを駅周辺の将来像として共有し、計画を策定した。

課題

波田駅周辺では、河岸段丘による高低差や鉄道、国道、県道が交差する交通結節点でありながら歩行者が多いという特徴から、以下の2項目が交通安全上の課題となっている。
 ・波田支所と波田駅間の河岸段丘で区切られた歩行動線対策
 ・アルピコ交通上高地線踏切に接する電車・自動車・歩行者が集中・交錯する危険な交差点と周辺道路における小中学生の安全対策
 また、まちづくりによるアンケート(令和4年度)では、公園や広場、各種店舗など人が集う施設や環境が不足しているとの意見が多く、賑わいやくつろぎをもたらすスペースが不足している。
 都市機能誘導区域としての拠点の特性では、人口が減少傾向かつ早い高齢化の進展が言及されており、子どもや高齢者を含む多くの地域住民が健康で安心して暮らせることを将来的なライフスタイルとしている。
 以上から、人が集まるにあたっての交通安全上の課題や、集まるための賑わい・くつろぎのスペース確保、地域住民の健康で安心なくらしづくりに課題がある。

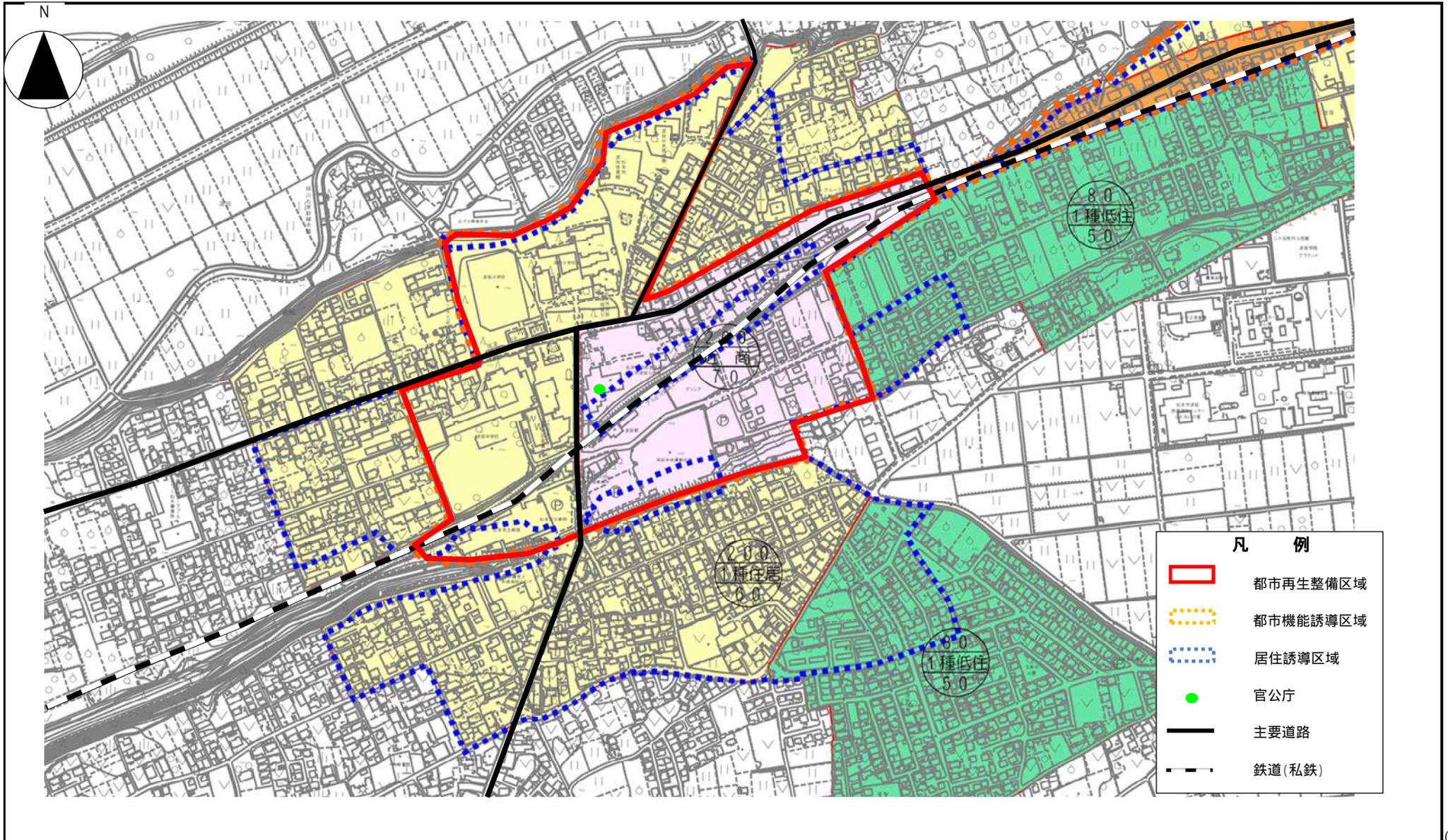
将来ビジョン(中長期)

松本市総合計画(令和3年8月策定)
 【基本施策5-6 バランスの取れた土地利用】
 ・中心市街地や鉄道駅などの都市の拠点を維持・充実するとともに、郊外部では暮らしを支える拠点を維持・形成することとしている。
 都市計画マスタープラン(令和4年3月改定)
 【地域別構想(波田地区)】
 ・同地区を含む波田地域は、「美しい田園・河岸段丘に育まれた西部地区における生活拠点」として、鉄道駅を中心とした、田園風景がある緑豊かで暮らしやすいまちを将来像としている。
 松本市立地適正化計画
 【都市機能誘導区域(波田駅周辺)】
 ・同地区は、都市機能誘導区域(波田駅周辺)に位置付け、ライフスタイルを支える生活サービス施設の誘導・充実と拠点性の高い施設の維持・誘導を方針としている。

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【「安全」に通行できるまちの実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立病院移転に伴い交通量の増加が予測されることから、駅・病院・商業エリアへのアクセス道路の新たな整備 ・児童生徒が安全に通学するための歩車分離による道路整備 ・波田中学校方面への歩行空間の確保 	<p>【基幹事業】道路：市道123号線(駅・病院・商業エリアへのアクセス道路) 【基幹事業】高質空間形成施設：スロープ</p>
<p>【誰もが「便利」に移動できるまちの実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立病院移転に伴い交通量の増加が予測されることから、駅・病院・商業エリアへのアクセス道路の新たな整備 ・波田中学校方面への歩行空間の確保 ・支所～駅～病院を誰もが利用できるユニバーサルデザイン対応の歩行者空間の創出 	<p>【基幹事業】道路：市道123号線(駅・病院・商業エリアへのアクセス道路) 【基幹事業】高質空間形成施設：スロープ 【関連事業】(主)塩尻鍋割徳高線歩道拡幅</p>
<p>【地域住民が健康で安心して暮らせるまちの実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立病院移転に伴う診療科のリニューアル ・生活習慣病、フレイル、サルコペニア、ロコモティブシンドロームなどに対する予防医療の推進等による高齢者を含む多くの地域住民が健康で安心して暮らせるまちづくり 	<p>【基幹事業】誘導施設：松本市立病院移転建替</p>
<p>その他</p>	
<p>【まちづくりの住民参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会や町会連合会、商工会、学校関係者等による意見交換会の場として「波田まちづくりワークショップ」を定期的を開催することで、住民参加の機運の醸成を図る。 <p>【その他官民協働の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による駅前商業施設のリニューアル(コミュニティスペースの創出) 	

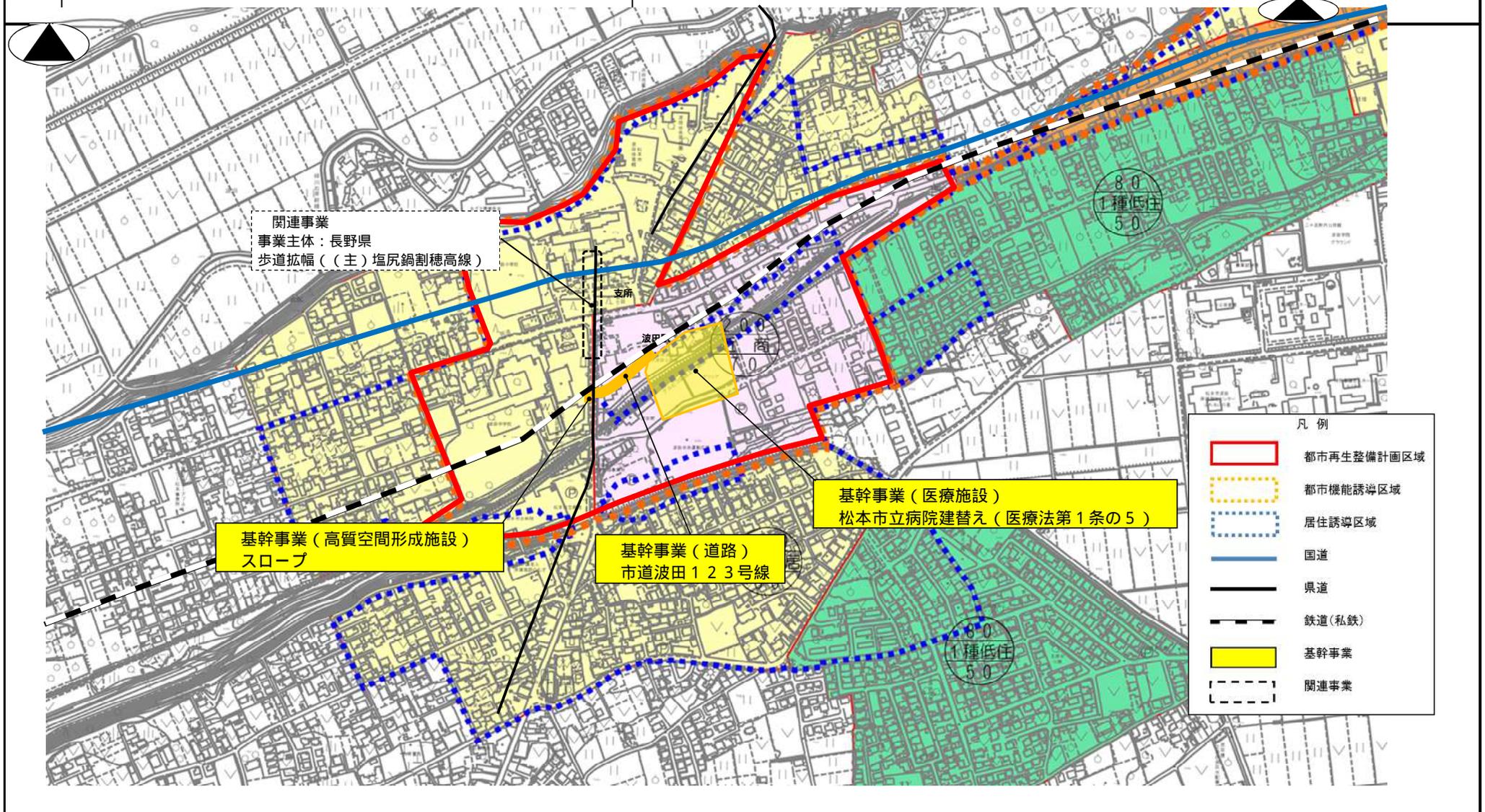
波田駅周辺地区(長野県松本市)

面積 56 ha 区域 松本市波田



波田駅周辺地区(長野県松本市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

目標	大目標: 松本市西部地域を支える拠点機能の維持・充実 目標1: 道路・交差点・踏切を「安全」に通行できるまち 目標2: 近隣施設を誰もが「便利」に移動できるまち 目標3: 地域住民が健康で安心して暮らせるまち	代表的な指標	周辺道路や歩道が危険だと回答した割合 (%)	50	(R4)	40	(R11)
			生活する上で移動しやすい道路網が整備されていると感じる人の割合 (%)	34.1	(R3)	45	(R11)
			健康寿命を延伸するための取組みが充実していると感じる人の割合 (%)	61.2	(R3)	75	(R11)
			0	()	0	()	
			0	()	0	()	



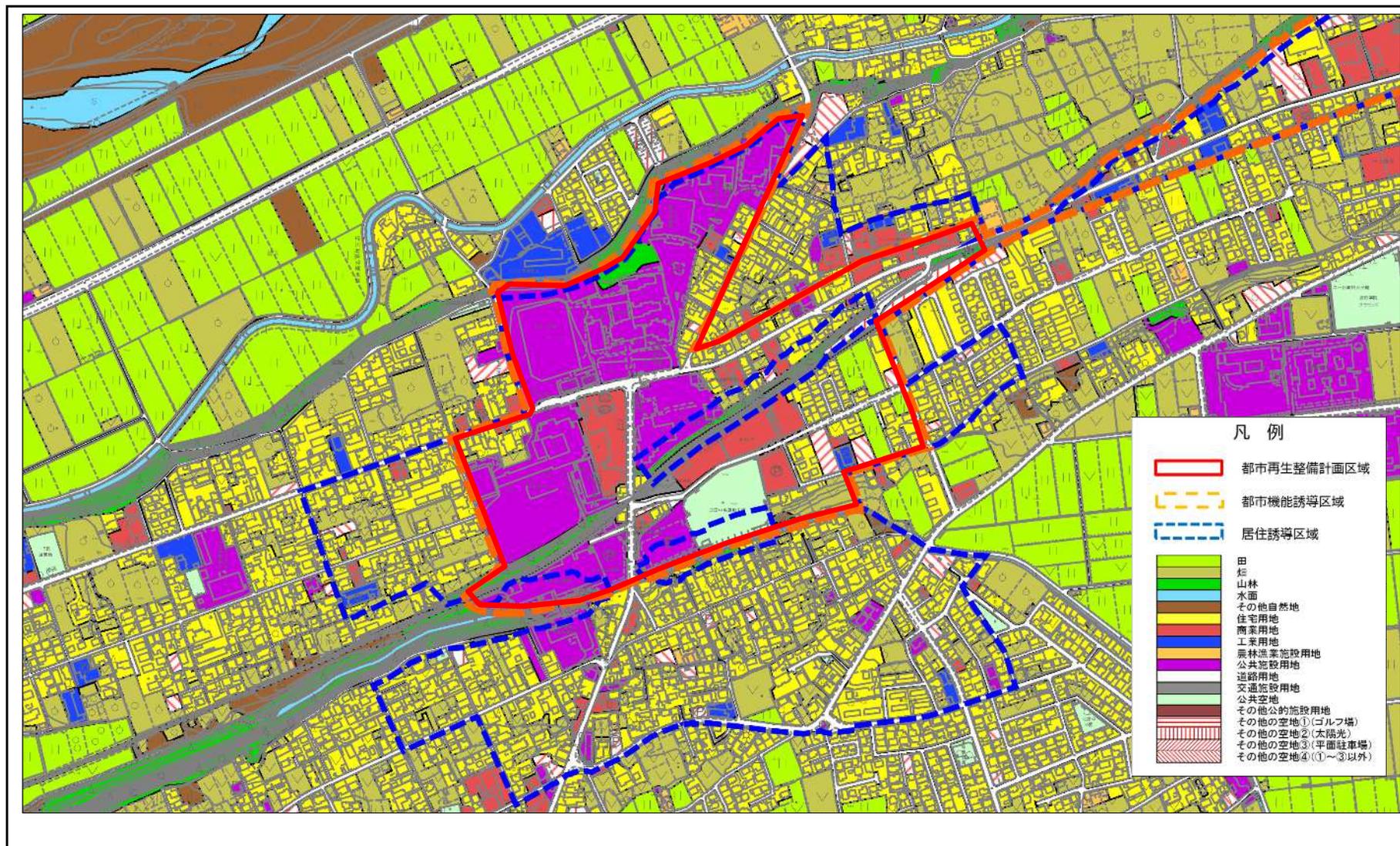
都市再生整備計画の添付書類等

交付対象事業別概要

はた えき しゅうへん ちく ながの まつもと
波田駅周辺地区 (長野県松本市)

活用する事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	
コンパクトシティ支援型	
観光等地域資源活用支援型	
地域生活拠点支援型	
産業促進区域支援型	
経過措置	
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	
防災拠点・コンパクトシティ支援型	
防災拠点・郊外支援型1	
防災拠点・郊外支援型2	
経過措置	
まちなかウォークアブル推進事業	
コンパクトシティ支援型	
観光等地域資源活用支援型	
地域生活拠点支援型	

波田駅周辺地区(長野県松本市) 現況図



交付限度額算定表(その1)

波田駅周辺地区 (長野県松本様式(2) -

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額の合計(X)	1,437.5 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	36,127.0 百万円	X Yゆえ、本計画における交付限度額	1,437.5 百万円
-----------------------------	-------------	-----------------------	--------------	--------------------	-------------

規則第16条第1項に基づく限度額算定

Au	106,000 m ²
-----------	------------------------

公共施設の上限整備水準

区域面積(m ²)	265,000
当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合	
○ 区域の面積が10ha未満の地区	0.50
○ 最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45
○ その他の地域	0.40

Cl	1,931.950 円/m ²
-----------	----------------------------

単位面積あたりの標準的な用地費

標準地点数	2
公示価格の平均値(円/m ²)	31,150

単位面積あたりの標準的な補償費

当該区域内の戸数密度(戸/m ²)	0.012
標準補償費(円/戸)	44,000,000

Cf	23,000 円/m ²
-----------	-------------------------

控除額	0 百万円
------------	-------

都市再生整備計画関連事業とは別に国庫補助事業等により整備する施設

施設名(事業名)	面積(m ²)	国庫補助事業費等(百万円)
合計	0	0

Ap	69040 m ²
-----------	----------------------

公共施設の現況整備水準

整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定

推定現況整備水準(小数第2位まで)	
推定公共施設面積(m ²)	0

個別公共施設の積み上げ	
--------------------	--

	面積(m ²)	割合
道路	56,410	0.21
公園	1,260	0
広場	11,370	0.04
緑地	-	
公共施設合計	69,040	0.26

Cnを考慮しない場合の交付限度額(Y1)	36127 百万円
-----------------------------	-----------

Cn	0 円
-----------	-----

下水道

区域面積(m ²)	265,000
うち現況の供用済み区域面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	3,600

地域交流センター等の公益施設(建築物)	0 円
----------------------------	-----

上限床面積(m ²)	9,400
標準整備費(円/m ²)	411,150

調整池	0 円
------------	-----

調整池の容積(m ³)	
標準整備費(円/m ³)	140,000

河川	0 円
-----------	-----

河川整備延長(m)	
標準整備費(円/m)	3,700,000

住宅施設	0 円
-------------	-----

建設予定戸数(戸)	超高層	
	一般	
	合計	0
標準整備費(円/戸)	超高層	一般
北海道特別地区	41,310,000	33,500,000
北海道一般地区	38,190,000	30,990,000
特別地区	49,120,000	35,690,000
大都市地区	37,170,000	30,180,000
多雪寒冷地区	41,510,000	32,370,000
奄美地区	39,520,000	35,640,000
沖縄地区	30,280,000	30,280,000
一般地区	33,700,000	28,640,000

市街地再開発事業による施設建築物	0 円
-------------------------	-----

施設建築物の延べ面積(m ²)	
標準共同施設整備費(円/m ²)	132,000

電線共同溝等	0 円
---------------	-----

電線共同溝等延長(m)	
標準整備費(円/m)	680,000

人工地盤	0 円
-------------	-----

人工地盤の延べ面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	5,300,000

協議して額を定める大規模構造物等	0 円
-------------------------	-----

大規模構造物等	協議状況	整備費(円)

Cnを考慮した場合の交付限度額(Y2)	36127 百万円
----------------------------	-----------

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額(活用する交付金の欄のみご記載ください。)

<都市構造再編集中支援事業>

交付限度額(X1)	1,437.5 百万円
-----------	-------------

<都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)>

交付限度額(X2)	百万円
-----------	-----

<都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)>

交付限度額(X3)	百万円
-----------	-----

<まちなかウォークアブル推進事業>

交付限度額(X4)	百万円
-----------	-----

交付限度額算定表(その2)(都市構造再編集集中支援事業)

[当初から都市構造再編集集中支援事業を実施する地区の場合]

本シートについて、各自治体が交付限度額を算出する上での参考として添付しているものです。事業毎に状況が異なりますので、各自治体の責任において適切に交付限度額を算出するようお願いいたします。

交付要綱に掲げる式による限度額算定(詳細)

○ 交付対象事業費

水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(事業費の単位:百万円)

< 都市機能誘導区域内 >

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	2,875.100
	提案事業合計(B)	
	合計(A+B)	2,875.100

(事業費)
(事業費)
(事業費)

以下の2つの条件それぞれについて、該当する場合は を入力。

都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合	
提案事業枠2割拡充の適用	

都市機能誘導区域面積割合: 都市機能誘導区域(地域生活拠点を含む)の面積の市街化区域等(市街化区域又は非線引き用途地域)の面積に占める割合。

< 都市機能誘導区域外(地域生活拠点内を除く) >

交付対象事業費	基幹事業合計	
	うち、基幹事業:こどもまんなかまちづくり事業にかかる事業費	
	基幹事業合計(C)	0.000
	提案事業合計(D)	
	合計(C+D)	0.000

(事業費)

(事業費)
(事業費)
(事業費)

$(10/10 \times (A+B)) + (0/10 \times (C+D)) + (10/10 \times (E+F))$ 1)	2,875.100
都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合: $(0/10 \times (A+B)) + (0/10 \times (C+D)) + (10/10 \times (E+F))$ 2)	3,194.556
提案事業2割拡充を適用する場合: $(10/8 \times (A+C+E))$ (、の小さい方)	2,875.100

< 地域生活拠点内 >

交付対象事業費	基幹事業合計(E)	
	提案事業合計(F)	
	合計(E+F)	0.000

(事業費)
(事業費)
(事業費)

< 居住誘導促進事業 >

交付対象事業費	合計(a)	
---------	-------	--

(事業費)

○ 交付限度額、国費率

交付対象事業費(A+B+C+D+E+F+a)	2,875.1
------------------------	---------

(事業費)

交付要綱に基づく交付限度額 (を1万円の位を切り捨て)	1,437.5
国費率	0.500

(国費)
(国費率)

交付限度額(+) × 1/2 1,437.550 (国費)

年次計画(都市構造再編集中支援事業)

様式(2) - 1

(事業費:百万円)

事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
事業	細項目								
道路		市道波田123号線	松本市	772.4	30.0	170	411.4	139.4	21.6
公園									
古都保存・緑地保全等事業									
河川									
下水道									
駐車場有効利用システム									
地域生活基盤施設									
高質空間形成施設		地下横断歩道接続スロープ	松本市	2.7	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0
高次都市施設	地域交流センター								
	観光交流センター								
	テレワーク拠点施設								
	賑わい・交流創出施設								
	子育て世代活動支援センター								
	複合交通センター								
誘導施設	医療施設	松本市立病院(医療法第1条の5)	松本市	2,100.0	50.0	1,050.0	1,000.0	0.0	0.0
	社会福祉施設								
	教育文化施設								
	子育て支援施設								
	元地の管理の適正化								
基幹的誘導施設									
既存建築物活用事業									
土地区画整理事業									
市街地再開発事業									
住宅街区整備事業									
バリアフリー環境整備促進事業									
優良建築物等整備事業									
住宅市街地総合整備事業									
街なみ環境整備事業									
住宅地区改良事業等									
都心共同住宅供給事業									
公営住宅等整備									
都市再生住宅等整備									
防災街区整備事業									
エリア価値向上整備事業									
こどもまんなかまちづくり事業									
計				2,875.1	80.0	1,220.0	1,414.1	139.4	21.6

事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和 年度				
事業	細項目								
地域創造 支援事業									
事業活用 調査									
まちづくり活動 推進事業									
計				0	0	0	0	0	

事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
事業	細項目								
居住誘導促進事業									
計				0	0	0	0	0	
合計				2,875.1	80.0	1,220.0	1,414.1	139.4	21.6
累計進捗率(%)					2.8%	45.2%	94.4%	99.2%	100.0%

事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
事業	細項目								
合計				0	0	0	0	0	
累計進捗率(%)					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

事業		事業箇所名	事業主体	全体 事業費	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
事業	細項目								
(主)塩尻鍋割穂高線歩道拡幅			長野県						
合計				0	0	0	0	0	
累計進捗率(%)					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

道路

単位:百万円

都市計画道路名 又はその他道路名	区間	道路 区分 <small>注1)</small>	事業 主体	事業 手法 <small>注2)</small>	工種	延長 m	幅員		整備後 車線数 車線	歩道 幅員 m	交付期間 内事業費	交付期間内事業費内訳			交付期間内 事業期間 (年度)	事業内容 <small>注3)</small>	都市計画 決定 年月	備 考 <small>注4)</small>
							整備前 m	整備 m				設計費	用地 費・補	施設整備費				
<道路>				-														
市道波田123号線	~	地	松本市	-	新設	103	6	12	2	2.5	772.4	0	611.4	161	R8～R11	道路新設 (第3種4級 設計速度30km)		交通量1,500台/日未満
				-														
	~			-														
	~			-														
	~			-														

(参考)

<関連事業>																		
(主)塩尻鍋割橋高線		主	長野県		改良	147	-	-	-	3.5						歩道拡幅 (現況2.0m 拡幅3.5m)		交通量6,323台/日 混雑度0.82

*本調書にはア)交付対象事業「道路」(街路、地方道、国道、その他)、イ)関連事業道路のすべてを記載すること。

注1) <道路>については、街、地、国、他の別を記載。

<関連事業>については、国、主、一、市の別を記載。

ただし、街:街路、地:地方道(市町村道)、国:国道、主:主要地方道、一:一般都道府県道、市:市町村道、他:いずれにも該当しないもの

注2) <関連事業>について通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。

注3) 施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名

注4) 備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(人/日)、混雑度等を記載

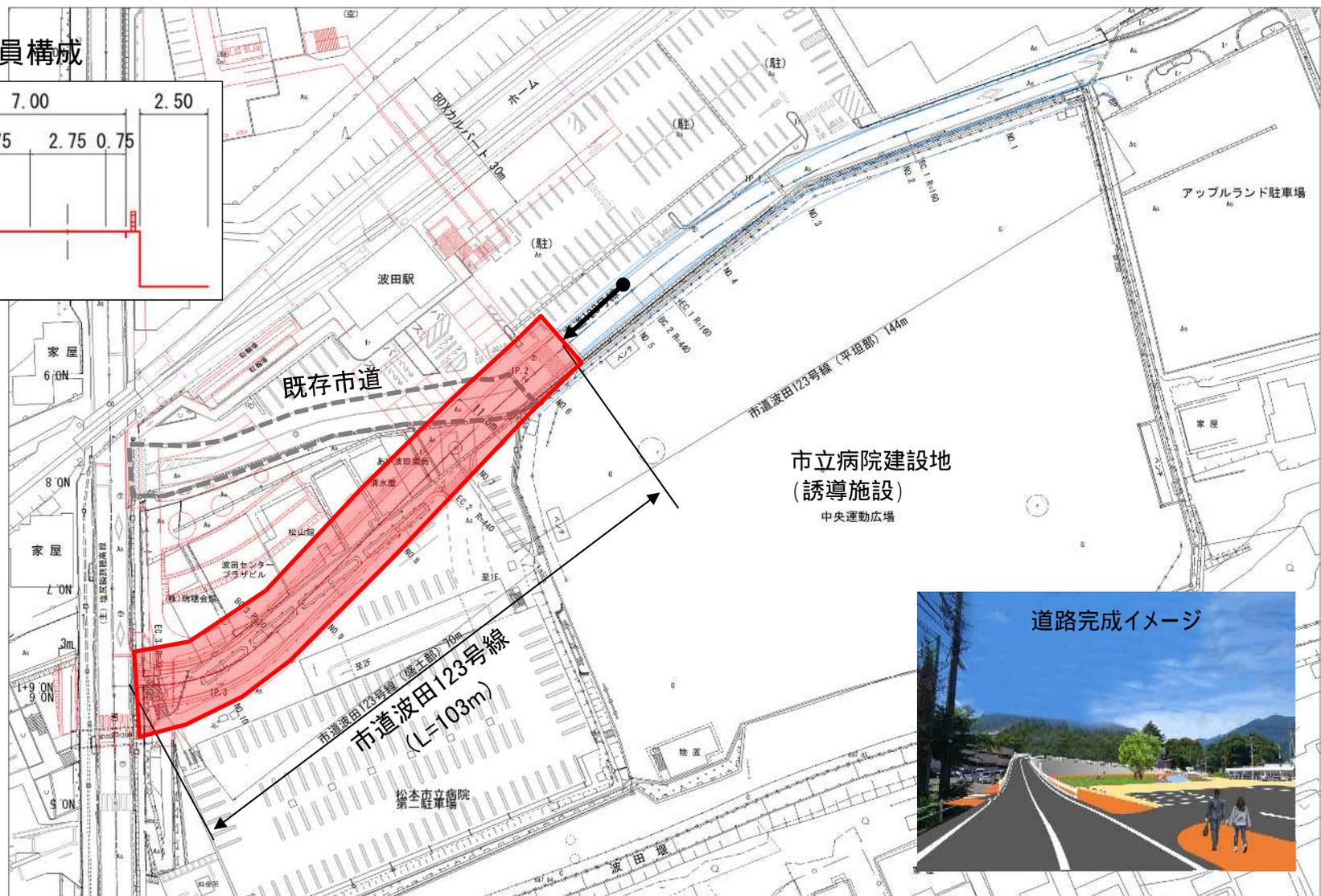
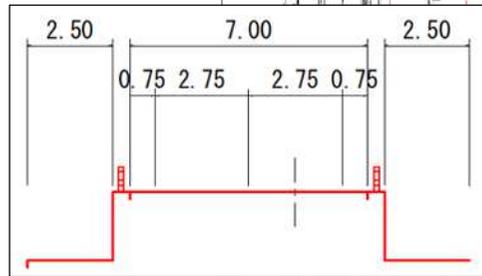
(例)・道路改築:交通量(人/日)、混雑度等

・自転車駐車場:都市計画決定の有無、面積、利用台数等

*不足する場合は適宜行を追加すること

道路(市道波田123号線) 概要

幅員構成



高質空間形成施設

単位:百万円

交付対象施設	施設名 (路線名等)	事業主体	規模 (箇所数、延長等)	概要 (整備内容等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
						設計費	用地費・補償費	施設整備費	
緑化施設等(植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント、給電・給排水施設、土塁、堀跡等)									
電線類地下埋設施設									
電柱電線類移設									
地域冷暖房施設							-	-	
歩行支援施設、障害者誘導施設等	地下横断歩道接続スロープ	松本市	15m	階段付きスロープ歩道	2.7	0	0	2.7	
公共公益施設と一体的に整備する情報化基盤施設									
合計	-	-	-						

・「事業主体」欄には、事業の施行者を記入。(間接交付の場合は、交付金事業者ではなく、「第三セクター」等の施行者を記入。)

・「電線類地下埋設施設」は、備考欄に地中化の方式(自治体管路等)を記入。

・「緑化施設等」及び「電線類地下埋設」について、道路区域内で整備する場合は、備考欄に道路の都市計画決定の有無、道路の改築を伴うか否かを記入。

・「緑化施設等」について、施設名欄、概要欄に整備内容を具体的に記入。

・「電柱電線類移設」を実施する場合には、歴史的風致維持向上計画の当該事業が記載されている箇所及び都市再生整備計画の区域と歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であることがわかる図面を添付してください。

・「緑化施設等」の土塁・堀跡について、次の3点がわかる内容の記入や資料の添付してください。

文化財保護法第109条第1項の規定に基づく指定を受けた史跡でないこと。

歴史まちづくり法第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画に位置付けられていること。

都市再生整備計画の区域と歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね2/3以上であること。

誘導施設(市町村が整備主体の場合)

誘導施設(整備)											(金額の単位は百万円)
[交付対象施設] 施設名	事業主体	事業地区 面積 (敷地面積)	施設床面積	概要(整備内容等)	交付対 象事業 費	交付対象事業費の内訳 (市町村が整備主体の場合)				嵩上げ 要件	備考
						設計費	用地費・ 補償費	整備費	購入費		
[医療施設] 松本市立病院	松本市	11,500㎡	15,240㎡	鉄骨造5階建て 建物高さ26.6m、病床数180床	2,100	0	0	2,100	0		
誘導施設(元地の管理の適正化に係る事業)											(金額の単位は百万円)
[交付対象施設] 施設名	事業主体	事業地区面 積(敷地面 積)	施設床面積	概要(整備内容等)	交付対 象事業 費	交付対象事業費			備考		
						自治体 負担額 (間接補 助の場合 記入)	交付対象事業費の内訳				
							除却費	整地費	既存建 造物活 用事業		

【記入要領】

- ・「施設名」欄は、施設名称のほか、[]内に「医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設」の種別を記入すること。
- ・「事業主体」欄は、実際に事業を行う事業の施行者名を記入すること。
- ・「交付対象事業費」欄は、交付期間内において実際に交付金の交付を受けようとする期間を記入すること。
- ・「交付対象事業費」欄は、全体事業費のうち本計画の交付期間内において要する額を、「設計費」欄は、調査・設計・測量試験等に要する費用を、「うち用地費・補償費」欄は、用地取得に要する費用・補償に要する費用を、「整備費」は施設の整備に要する費用を、「購入費」は施設を購入する費用を、それぞれ記入すること。設計費、用地費、整備費、購入費の合計が交付期間内事業費となる。
- ・施設を購入する場合は、「備考」欄に、購入する建築物がどのような事業によって整備されるのかを記入すること(市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等)。

【嵩上げ要件】

- 市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合
- 都市機能の安全性強化に必要な防災対策を行う施設を整備する場合(立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る。)
- ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合

松本市立病院(誘導施設) 概要



松本市立病院整備イメージ

誘導施設必要性シート

		交付対象施設	医療施設	
施設の名称	松本市立病院			
事業費(百万円)	12,473.0	延べ床面積(m ²)	15,240	
事業期間	R6～R9(交付対象R7～R9)	事業主体	松本市	
年度計画(百万円)	R4:19(基本設計) R5:42(基本設計) R6:213(実施設計)、225(土地取得)、R7:50(建築)、R8:1050(建築)、R9:1000(建築)			
事業の熟度	R4基本設計実施、R6実施設計予定	建設	○ 購入	
施設の概要	<p>松本市立病院建設基本計画(R4.3)に基づき、松本広域圏唯一の公立病院として、周産期医療、小児医療、へき地医療、感染症医療、救急医療などの政策医療を担うとともに、松本西部地域の基幹病院として、急性期から回復期、慢性期、在宅医療までの総合的医療を提供し、地域の方々が安心して産み、育て、暮らせるまちづくりに貢献する病院として建設する。</p> <p>住 所:長野県松本市波田4417番地178 建築面積:3,870m²程度 敷地面積:約11,800m²程度 病床数:180床 用途地域:近隣商業地域 主要用途:病院 延べ面積:15,000m²程度</p>			
維持管理費(人件費含む)	4,662,000千円			
支援対象	市立病院(一般診療、救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、感染症医療、予防医療、終末期医療、在宅医療・在宅支援) 延床面積 15,240m ²			
ハコモノ要件	a	維持管理費を算出し国に提出している。		
	b ↓	該当する位置付けに○ ↓ 記載事項 :計画名及び計画公表年月 計画を添付すること。		
		郊外からの移転		
		統 廃 合		
		他施設との合築		
		個別施設計画	松本市個別施設計画(令和3年3月)	
		P R E 活用計画		
		c	三位一体改革で税源移譲対象となっていない。	
		d	他省庁の補助制度がない。	
		e	計画・設計段階から民間ノウハウを活用して効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討するとともに、民間資金等の活用を検討すること。	
	f	整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。 令和4年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。		
必要性等	<p>・松本市立病院の東側病棟と外来部門は、昭和60年に建設されてから36年が経過し、老朽化のため快適な診療環境を提供できない状況となっている。</p> <p>・松本広域圏唯一の公立病院として、へき地医療、感染症医療、災害医療、救急医療、周産期医療、小児医療等の政策医療を担い、かつ、松本西部地域になくてはならない病院である。</p>			
利用見込み	<p>・入院患者数1日当たり168人、外来患者数1日当たり370人を想定している。</p>			
	年間196,000人			

誘導施設整備適用シート

【施設概要】		誘導施設 or 既存建造物活用(誘導施設)		誘導施設
施設の名称	松本市立病院	事業費	12,473百万円	交付対象事業費 2,100百万円
医療施設	施設名: 松本市立病院	法的位置付け:	医療法第1条の5	

【立地適正化計画】

立地適正化計画の作成・公表	作成・公表日:平成29年3月31日	居住誘導区域の記載	記載日(予定日):平成31年3月31日
都市機能誘導区域の記載	記載日:平成31年3月31日	公的不動産の活用の方の記載	
都市機能誘導区域面積割合	19.41 (%)	都市機能誘導区域面積割合:都市機能誘導区域の面積の市街化区域等(市街化区域又は非線引き用途地域)の面積に占める割合。	

【誘導施設要件】

施設要件	チェック	備考
立地適正化計画に誘導施設としての位置付け		
地区面積が300㎡以上 <small>ただし、滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)において社会福祉施設又は子育て支援施設を整備する場合はこの限りではない。</small>		ただし書きを適用する場合、まちなかウォークアブル区域が確認できる資料を添付すること。
同種の施設が当該市町村の誘導施設として整備されていない <small>ただし、滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)において社会福祉施設又は子育て支援施設を整備する場合はこの限りではない。 ただし、災害ハザードエリアから誘導施設を移転する場合(立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る)はこの限りではない。 ただし、公共施設等総合管理計画(個別施設計画を含む。)に基づき複数の誘導施設を移転・統合により整備する場合(移転・統合後の全ての誘導施設の総延べ床面積が、移転・統合の対象となる従前の全ての施設の総延べ床面積を下回り、かつ、移転・統合後の全ての誘導施設数が、移転・統合の対象となる従前の全ての施設数を下回る場合に限る。また、他施設との合築により誘導施設を整備する場合、他施設に相当する延べ床面積は除外する。)はこの限りではない。なお、全ての誘導施設数には、計画・設計段階及び整備済の誘導施設を含む。</small>	ただし書きを適用する場合、以下の要件がわかる資料を添付すること。 (1)まちなかウォークアブル区域が確認できる資料 (2)防災指針に即した事業であることが分かる資料 (3)移転・統合後の全ての誘導施設の総延べ床面積が、移転・統合の対象となる従前の全ての施設の総延べ床面積を下回り、かつ、移転・統合後の全ての誘導施設数が、移転・統合の対象となる従前の全ての施設数を下回ることが分かる資料 他施設との合築により誘導施設を整備する場合、他施設に相当する延べ床面積は除外すること。 全ての誘導施設数には、計画・設計段階及び整備済の誘導施設を含むことに注意すること。	
三大都市圏域の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること。	○	
医療計画等との連携	○	計画等(参考資料添付):第2期信州保険医療総合計画
義務教育に供する公立施設、病院を整備する場合にあっては、災害時の避難所等として周辺の居住者の用にも供されるものであること。	○	災害時における被災者(傷病者)受け入れ、トリアージ実施体制確保を計画している。
新築の建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。 また、地方公共団体又は機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準に適合すること。		令和6年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

上記で「同種の施設が当該市町村の誘導施設として整備されていない」にチェックしない場合は、過去に整備した誘導施設に関して下記の項目を記入。

地区名	計画期間		施設区分	施設名(根拠法)
	開始	終了		

施設整備状況で既存建造物活用を選択した場合は、下記の項目を記入。(賃借の場合は期間や賃借料が分かる資料を添付すること)

整備する施設名	施設区分	交付対象事業に賃借を含む	賃借期間	期間内賃借料の総額	交付対象事業費	うち購入費	活用する既存建造物の概要

誘導施設整備に他局他省庁補助が存在する場合は、下記の項目を記入。(交付対象事業費が重複していないことが分かる資料を添付すること)

記入した補助が適用されない場合はその理由を別途添付すること

該当する施設区分	省庁・局名	補助金・交付金等の名称	補助制度の活用の有	国費率	交付期間	交付対象事業費	備考

元地の管理の適正化に係る事業を実施する場合は、下記の項目を記入。

施設要件	チェック	集約した施設の施設名と場所
複数の施設の機能を集約する統合である。		

誘導施設の整備主体が市町村から間接補助を受けて事業を実施する特定非営利活動法人等及び民間事業者等の場合は、以下の項目を記入。(貸床・定期借地権による収入がわかる資料を添付すること)

整備する施設名	整備に要する費用(設計費を除く)を1.2倍する場合の要件	チェック
	低未利用地において誘導施設を整備することにより、土地の有効活用を図り、生活機能を確保する事業	
(施設区分:)	医療、社会福祉、行政等の複数の機能を有する施設(複数の市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同利用する単一機能の施設を含む。)の整備により、まちの核となる拠点を形成する事業	
	複数の敷地を集約・整序し、土地の有効活用を図り、誘導施設を整備する事業	
	既存建造物の改修	
	災害ハザードエリアから移転を行う事業(立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る。)	

< 誘導施設の整備費の内訳(他局他省庁補助の入る部分の整備費を除く) >

設計費	730.0 百万円		×1.0	730.0 百万円
土地整備費	64.0 百万円		×1.2	76.8 百万円
用地取得費	308.0 百万円	(うち公共部分) 百万円	×1.2	369.6 百万円
共同施設整備費	百万円		×1.2	百万円
専有部整備費	11,371.0 百万円	(うち23%部分) 2,615.3 百万円	×1.2	13,645.2 百万円
負担増分用地費	百万円		×1.2	百万円
総事業費	12,473.0 百万円	総事業費(通常) 3,409.3 百万円		総事業費(1.2倍適用) 14,821.6 百万円

< 既存建造物活用施設の整備費の内訳(他局他省庁補助の入る部分の整備費を除く) >

設計費	百万円		×1.0	百万円
土地整備費	百万円		×1.2	百万円
用地取得費	百万円	(うち公共部分) 百万円	×1.0	百万円
共同施設整備費	百万円		×1.2	百万円
専有部整備費	百万円	(うち23%部分) 0.0 百万円	×1.2	百万円
負担増分用地費	百万円		×1.2	百万円
賃借料	百万円		×1.0	百万円
総事業費	0.0 百万円	総事業費(通常) 0.0 百万円		総事業費(1.2倍適用) 0.0 百万円

都市構造再編集集中支援事業事前評価シート

計画の名称: 波田駅周辺地区 _____ 事業主体名: 松本市 _____

チェック欄

. 目標の妥当性	
都市再生基本方針との適合等	
1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
地域の課題への対応	
1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
. 計画の効果・効率性	
目標と事業内容の整合性等	
1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
事業の効果	
1) 十分な事業効果が確認されている。	○
2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
. 計画の実現可能性	
地元の熱意	
1) まちづくりに向けた機運がある。	○
2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
円滑な事業執行の環境	
1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
2) 交付期間中の計画管理(モニタリング)を実施する予定である。	○
3) 計画について住民等との間で合意が形成されている。	○

施行地区要件確認シート

活用する事業	都市構造再編集中支援事業
---------------	--------------

都市構造再編集中支援事業を活用する場合		
確認事項	チェック	記載事項等
1) 立地適正化計画(都市機能誘導区域・居住誘導区域ともに設定)が策定されているか。		策定(予定)時期:平成29年3月
2) 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に都市計画区域外の地域生活拠点の位置付けがあるか。 地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。		
3) 地域生活拠点は、都市機能誘導区域を含む立地適正化計画を有する市町村(基幹市町村)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる区域か。 地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。		
4) 都市再生整備計画に基づき実施される事業等が立地適正化計画の目標に適合しているか。		
5) 居住誘導区域を定めない区域を規定する法第81条第19項に反して居住誘導区域を定めていないか。		
6) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域を規定する都市計画運用指針に反して居住誘導区域を定めていないか。		
7) 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われていないか。		
8) 事業実施区域が交付要綱第2条の3に定める区域と適合しているか。		松本市立地適正化計画: 都市機能誘導区域(波田駅周辺地区)